

●香川県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年1月21日から同年2月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市東植田町字東高様3084番4地 先から	前	3.6~13.3	314	道路改修事業に 伴う現道拡幅
高松市東植田町字東高様3045番地先 まで	後	6.5~23.9	314	